

市庁舎等の市政重要課題検討協議会の運営に関する申合せ（案）

1 定足数

市庁舎等の市政重要課題検討協議会（以下「協議会」という。）は、座長が出席し、かつ、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 関係者の出席

座長が市職員その他の関係者（委員でない議員を除く。）に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めるときは、議長を経て行わなければならない。

3 傍聴の取扱い

- (1) 会議は、議員のほか、協議会の許可を得た者が傍聴することができる。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。
- (3) 会議資料は、傍聴人の閲覧に供する。
- (4) 前各号に定めるもののほか、傍聴の取扱いについては、さいたま市議会委員会傍聴規程（平成13年議会告示第1号）の例による。

4 開催の周知及び議事の概要の公表

- (1) 会議を開催しようとするときは、あらかじめ市議会のホームページにその旨を掲載する方法により周知する。
- (2) 会議が開催されたときは、速やかに、当該会議の議事の概要、出席委員の氏名その他必要な事項を記載した書類を作成し、市議会のホームページへの掲載その他の方法によりこれを公表する。

5 その他

協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。